

# 『高齢者用肺炎球菌』予防接種のお知らせ

【令和2年度に接種対象となる人】

①年度内に節目の各年齢となる市民

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの人
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの人
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの人
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの人
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人
90歳	昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日生まれの人
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの人
100歳	大正 9年4月2日～大正10年4月1日生まれの人

令和2年度に接種対象となる人には、4月初旬に案内文と予診票をお送りしています。

過去に接種された人には送付していません。再接種を希望される人は任意接種(全額自己負担)での接種となります。

※本来は、65歳の人に1回接種する予防接種ですが、既に65歳を超えられた人にも接種機会を設けるため、平成26年から平成30年度までの5年間は経過措置として、生年月日ごとの接種可能年度が決められていました。この経過措置は平成30年度で終了予定でしたが、平成31年1月に厚生労働省は引き続き経過措置として70歳以上を対象に実施してきた費用助成を5年間延長することを決めました。

※定期接種として接種できるのは、接種可能年度のみです。接種可能年度に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種扱い(全額自己負担)となります。

②特定の疾病に該当する人

60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、おおよびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する人で医師が必要と判断した人

※ご注意ください！

過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種されたことのある人は、接種の対象外となります。

この予防接種には法律上の義務はありません。ご本人が接種を希望される場合にのみ接種してください。

【実施期間】 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

【接種内容】 肺炎球菌ワクチンを使用し、筋肉または皮下に1回接種します。

【接種費用】 自己負担金4,000円(接種する医療機関へ直接お支払いください)

【自己負担金の免除申請について】

「市民税非課税世帯」および「生活保護世帯」の人は、接種を受ける前に、対象者宛て名前入りの予診票と本人確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)を持参し、市役所1階健康増進課(17番窓口)で費用免除申請手続きをしてください。該当となる人には予診票に無料印を押印します。

接種を受ける医療機関に無料印のある予診票を提出することにより、自己負担金の支払いが免除されます。

※医療機関で免除を申し出られても、無料印のある予診票が無い場合は、支払いの免除はされません。また、接種後の返金もできませんので、ご注意ください。

【接種申し込み方法】 実施協力医療機関に直接申し込んでください。(要予約)

令和元年台風第19号災害被災地への義援金を募集しています